

第8章

スポーツ立国の実現

総論

平成23年に制定された「スポーツ基本法」においては、スポーツは、世界共通の人類の文化であり、国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされています。また同法において、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を果たすものとされています。

スポーツ庁は、「スポーツ基本法」の理念を実現するため、国際競技力の向上はもとより、スポーツを通じた健康増進、地域・経済の活性化、国際交流・国際貢献、障害者スポーツの振興、学校体育の充実など、関係省庁や企業と一体となってスポーツ行政を総合的・一体的に推進しています。

第1節 スポーツ基本計画の推進とスポーツ振興財源

1 第2期スポーツ基本計画について

平成29年3月、「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。「スポーツ基本計画」は、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るために定めるものであり、「スポーツ基本法」の理念を具体化し、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での、重要な指針となるものです。

「第2期スポーツ基本計画」は、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、

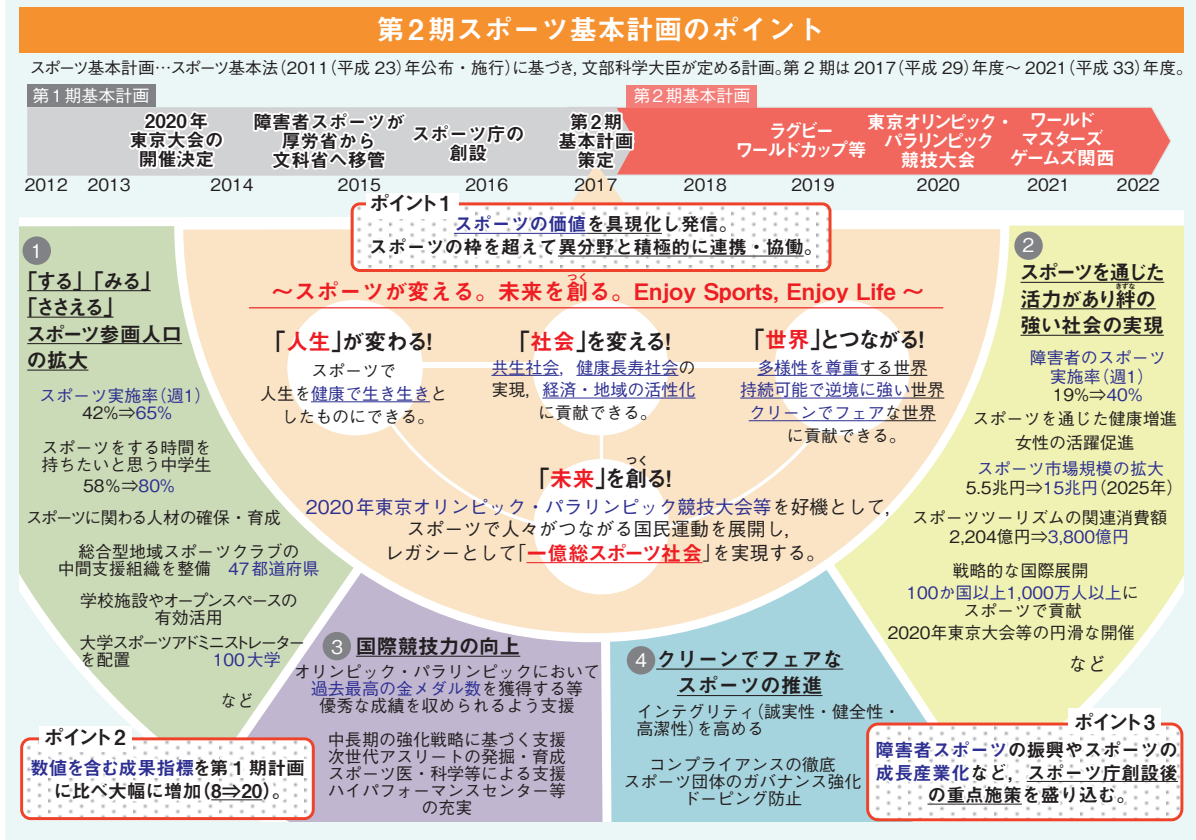
- スポーツで「人生」が変わる！
- スポーツで「社会」を変える！
- スポーツで「世界」とつながる！
- スポーツで「未来」を創る！

の四つの方針を立て、それらの方針の下に、今後5年間のスポーツに関する施策の柱として以下の四つを打ち出しました。

- ①スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
- ②スポーツを通じた活力があり絆きずなの強い社会の実現
- ③国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備
- ④クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

スポーツ庁は「第2期スポーツ基本計画」に基づき、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力のある社会、絆きずなの強い世界、豊かな未来の実現を目指して、スポーツ行政に取り組むこととしています。

図表 2-8-1 第2期スポーツ基本計画のポイント



2 スポーツ振興財源

平成30年度のスポーツ庁のスポーツ関係予算は、約340億円を計上しました。一方、国費では行き届きにくいスポーツ振興活動への助成を行い、スポーツ振興の補完的財源としての役割を果たしているのがスポーツ振興くじとスポーツ振興基金です。

(1) スポーツ振興くじ

スポーツ振興くじは、誰もが身近にスポーツに親しめる環境の整備、将来性を有する競技者の発掘・育成等のための財源の確保を目的として、超党派のスポーツ議員連盟により提案され、平成10年5月に議員立法として成立した「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」により創設されました。

現在、スポーツ振興くじとしては、サッカーの試合結果(勝敗・得点)を対象として、購入者が自分で予想を行うくじ(予想系の「toto」)と、コンピュータがランダムで試合結果を選択するくじ(非予想系の「BIG」)の大きく分けて2種類のくじを販売しています。

平成25年度からは、1等当せん金の引き上げたくじを販売することや、イギリスのプレミアリーグやドイツのブンデスリーグ等の海外のサッカーの試合結果をくじの対象とすることで、我が国のJリーグの休止期間中でもくじを販売することが可能となりました。ここ数年1,000億円を超える売上となっています。

スポーツ振興くじの販売から得られる収益は、我が国のスポーツの振興のために使われることとなっています。これまでに約1,435億円の助成金が、地方公共団体が行うグラウンドの芝生化や地域のスポーツ施設の整備、スポーツ団体が行うスポーツ選手の発掘・育成などに役立てられてきました(図表2-8-2)。

これからも、スポーツ振興くじの売上を拡大し、その収益によって日本のスポーツがますます発展するように取り組むこととしています。

図表 2-8-2 平成29年度スポーツ振興くじ助成金 助成額

助成区分	件数（件）	助成額
大規模スポーツ施設整備助成	8	18億2,876万円
地域スポーツ施設整備助成	304	74億3,644万円
総合型地域スポーツクラブ活動助成	587	10億1,829万円
地方公共団体スポーツ活動助成	443	14億0,603万円
将来性を有する選手の発掘及び育成活動助成	83	17億2,675万円
スポーツ団体スポーツ活動助成	672	30億3,247万円
国際競技大会開催助成	11	5億4,839万円
東日本大震災復旧・復興支援助成	1	1億5,354万円
東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成	11	29億6,247万円
合 計	2,120	201億1,312万円

※一万円未満の金額は四捨五入しているため、「合計」と「各助成金額の合計」は一致しない。

(2) スポーツ振興基金

スポーツ振興基金は、我が国の国際競技大会における不振などを受け、競技水準の向上に向けた気運が高まる中、スポーツ関係者、経済界など民間各界からの要請等を踏まえて、政府出資金250億円を原資に、平成2年に設立されました。

その後、民間からの寄附金約45億円を原資に加え、その運用益等を財源として、トップアスリート^{*1}の強化事業などに対する助成を行っています。平成29年度は、以下の事業に対し、約16億円の助成を行いました（図表2-8-3）。

しかしながら、近年の低金利の状況を踏まえ、財政資金の有効活用を図る観点から、政府出資金250億円については、新国立競技場の整備費と2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）に向けた選手強化費に125億円ずつ充当することを決定し、平成27年度から段階的に国庫納付することとしています。

図表 2-8-3 平成29年度スポーツ振興基金助成金 助成額

助成活動名	件数（件）	助成額
スポーツ団体選手強化活動助成	13	5,139万円
スポーツ団体大会開催助成	169	6億0,986万円
選手・指導者研さん活動助成（※）	—	9億円
アスリート助成（※）	—	
合 計	182	15億6,125万円

※スポーツ振興くじの収益からの充当。

第2節 スポーツを通じた健康増進

スポーツ庁には、「スポーツ基本法」の理念を具体化していくため、従来文部科学省が行っていたスポーツ振興施策の更なる充実を図ることはもとより、新たなスポーツ施策を強

*1 アスリート：競技者のこと。以下、「アスリート」と表記する。

力に進めることが期待されています。特に、「スポーツ基本法」の前文に「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」と規定されているとおり、我が国の国民医療費が年間で約42兆円に達する中、運動・スポーツに取り組むことによる効果として、健康増進、健康寿命^{*2}の延伸が注目されるようになってきています。

そのため、スポーツを通じた健康増進を重点的に推進し、運動・スポーツにより健康寿命が平均寿命に限りなく近づくような社会の構築を目指すことが重要となっています。

スポーツを通じた健康増進を図っていくためには、国民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる環境整備が必要です。

1 スポーツ参画人口の現状と課題

平成29年度の調査では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は51.5%、週3回以上では26.0%となっています（図表2-8-4）。一方で、「この1年間に1回もスポーツを実施しなかった」かつ「今後もするつもりがない」と回答した人が20.7%存在しています。年代別では40代を底に50代から再び上昇しています。男女別では、50代男性、40代女性が最も低くなっており、40代女性は37.8%と全世代の中で最も低くなっています。全世代の中で最も高いのは、男女とも70代であり、70%を超えています。（図表2-8-5）。スポーツをする理由としては、「健康のため」が75.2%と最も多く、「体力増進・維持のため」、「運動不足を感じるから」が続いています。逆に実施頻度が減ったあるいは増やせない理由としては、「仕事や家事が忙しいから」、「面倒くさいから」、「年をとったから」などが多くなっています。スポーツ庁は、これらの現状を踏まえながら、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行うことによって、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度、週3回以上が30%程度となることを目指しています。

2 スポーツ実施率向上のための施策

（1）ライフステージ等に応じた施策

スポーツ庁は、スポーツに無関心な層も含めた国民全体のスポーツへの参画を促すため、「スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業）」を実施しています。具体的には、地方公共団体が行う域内の体制整備及び多くの住民がスポーツに興味・関心を持ち、スポーツの習慣化につながる取組等を支援しています。

また、「する」「みる」「ささえる」スポーツの楽しみ方や関わり方等を分かりやすく提案するとともに、スポーツ未実施者への働き掛けやスポーツの継続的实施のための方策等について整理したガイドラインの策定に向けた検討を行い、平成29年度末に公表しました。

さらに、生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命の延伸に効果的なスポーツ・レクリエーションを活用したプログラム等を策定するため、平成28年度には運動・スポーツの価値効用について調査研究を実施しました。29年度はそれらのエビデンスを基にスポーツプログラムを開発するとともに、開発したプログラムを試行的に実施し、その効果検証を行っています。

加えて、仕事などで忙しいビジネスパーソンを主な対象とし、通勤時間や休憩時間等の隙間時間を活用して「歩く」という運動を促進する「FUN+WALK PROJECT」を平成29年度から開始しました。日常生活の中で気軽なスポーツを促進することで、スポーツを通じた

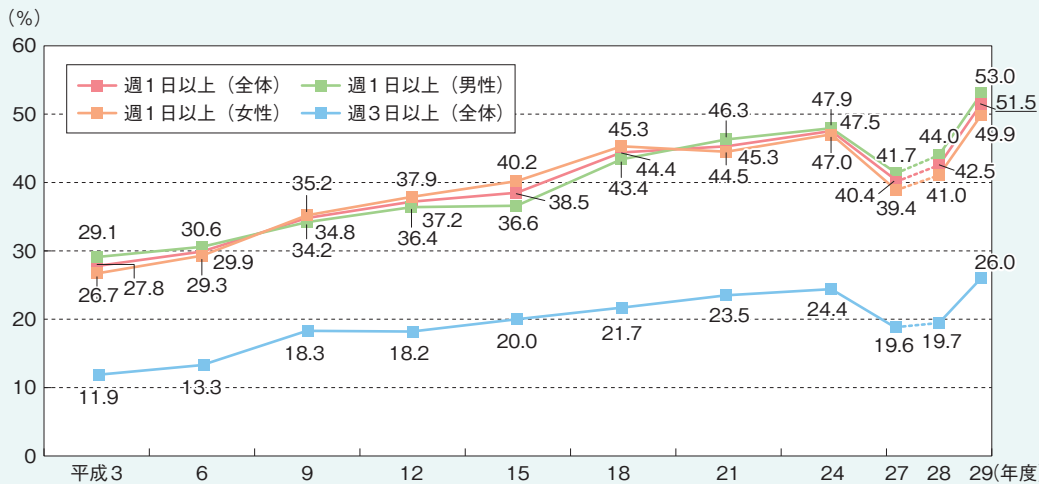
*2 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

健康増進を推進しています。

そして、スポーツ庁は、毎年10月を「体力づくり強調月間」として、広く国民に健康・体力づくりの重要性を呼び掛けるとともに、「体育の日」を中心とした体力テストや各種スポーツ行事を実施しています。

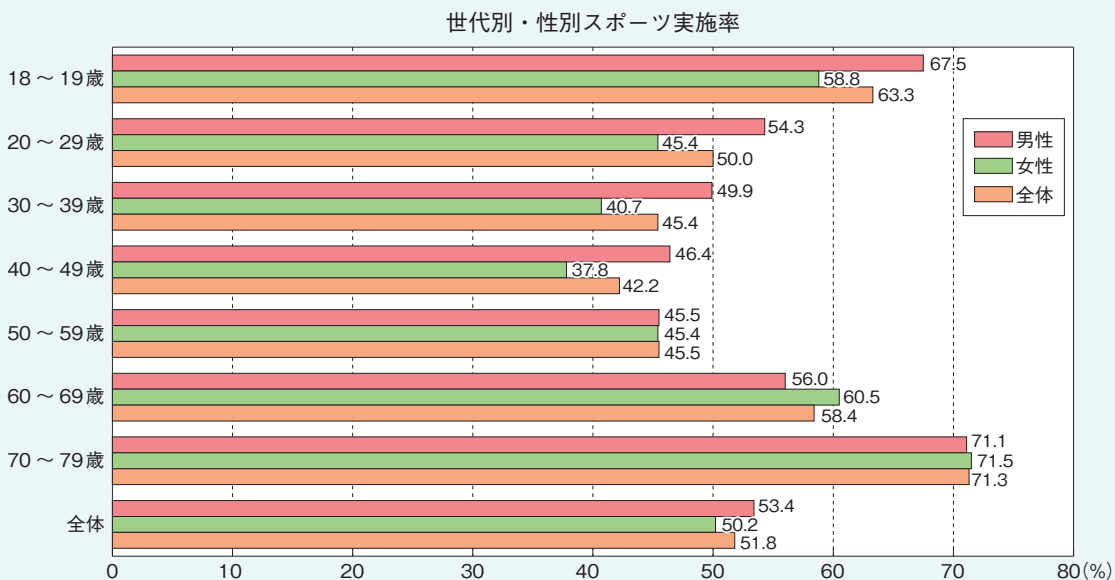
このほか、多年にわたり地域や職場において、スポーツの振興に顕著な成果を上げた人や団体等に対し、その功績をたたえるため、文部科学大臣が表彰を行っています。

図表 2-8-4 成人のスポーツ実施率の推移



(出典) 内閣府・文部科学省「体力・スポーツに関する世論調査」(平成24年度まで)及び内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」(平成27年度)、スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(平成28年度から)をもとに文部科学省(スポーツ庁)作成。

図表 2-8-5 世代別週1日以上スポーツ実施率の比較



(出典) スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査(平成29年度)」

(2) スポーツを実施するための環境整備

総合型地域スポーツクラブ(「以下、「総合型クラブ」という。)は、地域住民が自主的・主体的に運営し、身近な学校や公共施設などを拠点として日常的に活動する地域密着型のスポーツクラブです。

生涯スポーツ社会の実現に寄与するほか、地域の子供のスポーツ活動の場の提供、家族のふれあい、世代間交流による青少年の健全育成、地域住民の健康維持・増進などの地域社会の再生に関する多様な効果も期待されています。

全国の総合型クラブの育成数（創設準備中を含む）は、平成29年度に3,580クラブとなっており、クラブ育成率（全市区町村数に対する総合型クラブが育成されている市区町村数の割合）は、同年度に80.9%に達しています（図表2-8-6）。一方で、本年度は調査を開始して以降初めて総合型クラブの育成数が減少しました。

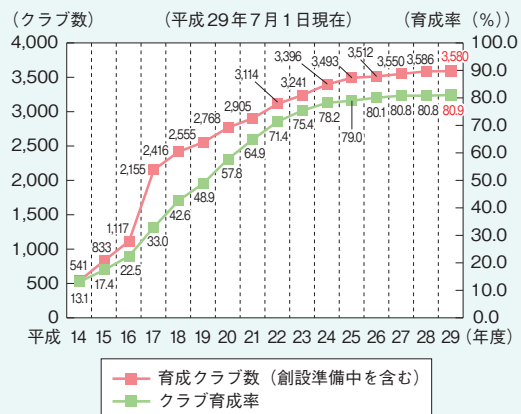
また、「平成29年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」によると、自己財源率が50%以下となっているクラブや運営の改善を図るためのPDCAサイクルが定着していないクラブも少なくない状況となっています。

こうした状況等を踏まえて、総合型クラブに関する今後の方向性や具体的施策について検討を行うため、「総合型地域スポーツクラブの在り方に関する検討会議」を開催し、平成28年11月に提言を取りまとめました。

この提言では、総合型クラブが、2020年東京大会以降も地域におけるスポーツの推進エンジンとなり、地域の様々な課題を解決する役割を担える団体として定着し、持続的に成長していくための基本的方向性や今後取り組むべき具体的方策が示されています。

平成29年度に引き続き、提言内容や「第2期スポーツ基本計画」の内容を踏まえ、関係団体と連携し、総合型クラブの質的な充実に向けた施策を推進し、総合型クラブの持続的な発展を図っていくこととしています。具体的には、総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う中間支援組織の整備や総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の整備などを行うこととしています。

図表 2-8-6 総合型地域スポーツクラブの設置状況（平成29年7月1日現在）



※総合型地域スポーツクラブ数については、創設準備中を含む。

（出典）文部科学省・スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」（平成29年7月1日現在）

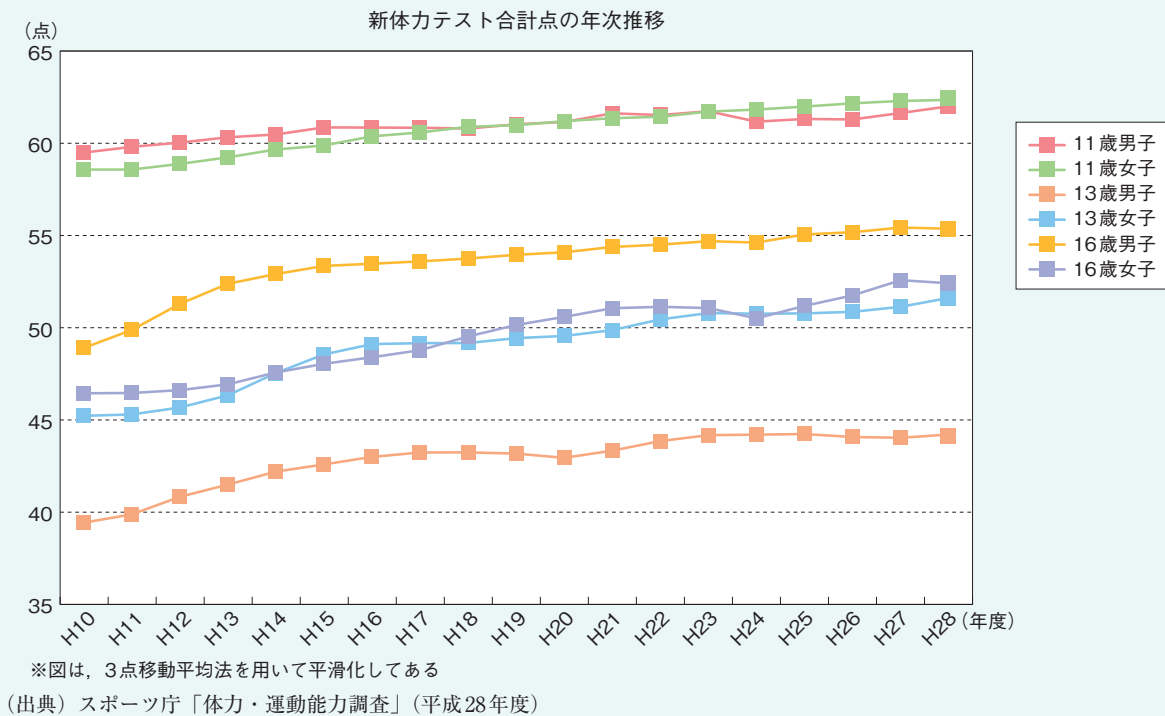
第3節 子供のスポーツ機会の充実

1 子供の体力の現状と課題

人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくために、体力は必要不可欠なものです。

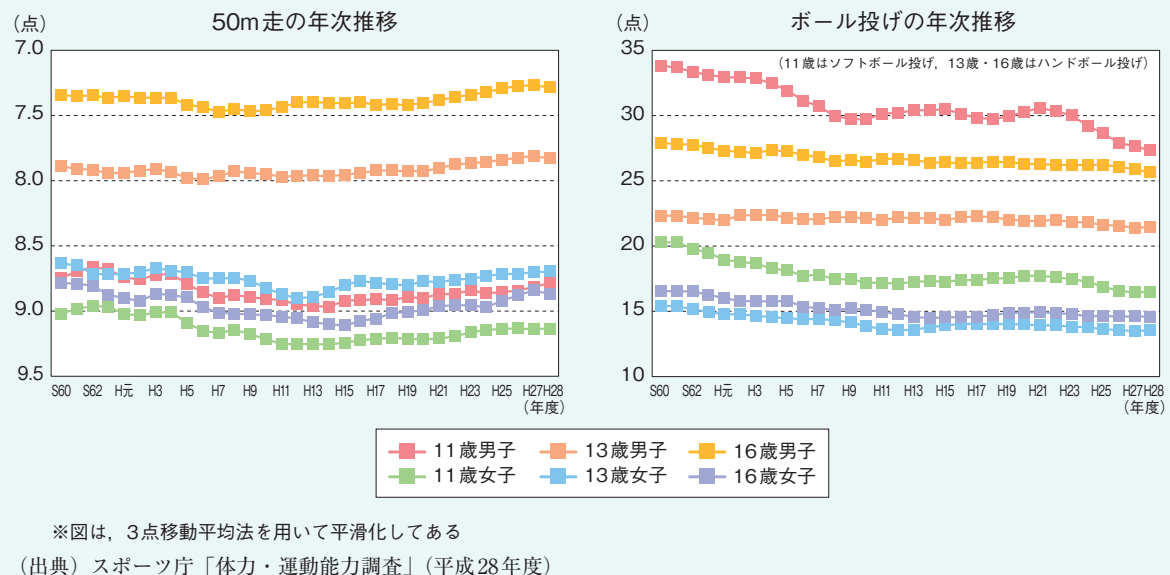
文部科学省は、昭和39年から「体力・運動能力調査」を実施しています。平成10年度に新体力テストが採用された以降の合計点の推移を見ると、ほとんどの年代で緩やかな向上傾向となっています（図表2-8-7）。

図表 2-8-7 新体力テスト合計点の年次推移



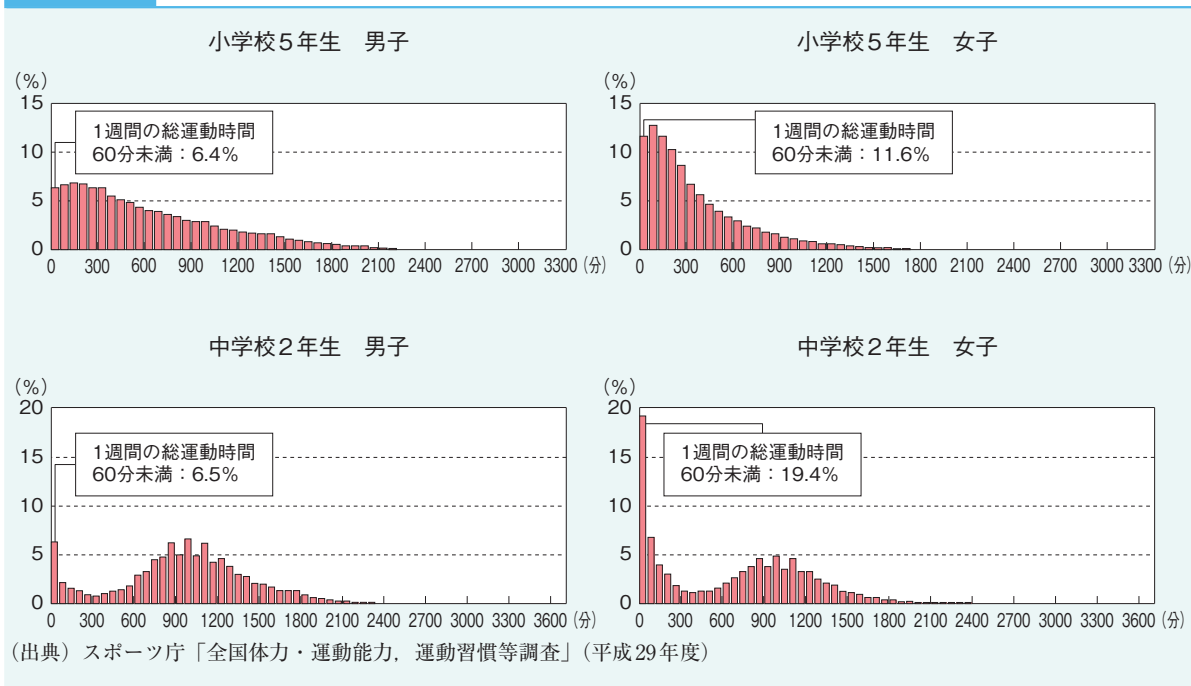
一方、平成10年度以前から継続実施されている項目を見ると、体力水準が高かった昭和60年頃との比較では、握力及び走能力(50m走・持久走)、跳能力(立ち幅とび)、投能力(ソフトボール投げ・ハンドボール投げ)に係る項目は、中学生並びに高校生男子の50m走を除いて、依然低い水準となっています(図表2-8-8)。

図表 2-8-8 50m走・ボール投げの年齢別・性別年次推移



また、1週間の総運動時間(体育・保健体育の授業を除く。以下同じ。)に関し、中学生においては、運動をする生徒とそうでない生徒に二極化しています。特に、女子においては、1週間の総運動時間が60分未満の生徒が全体の約2割存在しています(図表2-8-9)。

図表 2-8-9 児童生徒の体育・保健体育の授業を除く 1 週間の総運動時間の分布



2 学校における体育・運動部活動の充実

(1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校体育の充実

現行の学習指導要領は、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育てることや体力の向上を図ることを狙いとして、小学校から高等学校までを見通して、指導内容の系統化や明確化を図っています(図表 2-8-10)。

その成果として、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合が高まったこと、体力の低下傾向に歯止めがかかったこと、健康の大切さへの認識や健康・安全に関する基礎的な内容が身に付いていることなどが見られます。他方で、「子供の体力の現状と課題^{*3}」で示したようなことも見られること、社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要などの指摘があります。

これらを踏まえ、平成29年3月に小学校及び中学校学習指導要領、30年3月に高等学校学習指導要領を改訂しました。体育については、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるようにする観点から、運動に対する興味や関心を高め、技能の指導に偏ることなく、「する、みる、支える」に「知る」を加え、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」といった三つの資質・能力をバランスよく育むことができるように学習の過程を工夫し、充実を図ることとしています。また、我が国の伝統と文化により一層触れることができるよう、武道の内容の充実を図り、学校や地域の実態に応じて種目を選択できることとしています。さらに、粘り強く意欲的に課題の解決に取り組むとともに、自らの学習活動を振り返りつつ、仲間と共に課題を解決し、次の学びにつなげる主体的・協働的な学習過程を工夫し、充実を図ることとしています。保健については、健康に関心を持ち、自他の健康の保持増進や回復を目指して、疾病等のリスクを減らしたり、生活の質を高めたりすることができるよう、知識の指導に偏ることなく、三つの資質・能力をバランスよく育むことができるように学習過程を工夫し、充実を図ることとしています。また、

*3 参照：第2部第8章第3節 1

健康課題に関する課題解決的な学習過程や、主体的・協働的な学習過程を工夫し、充実を図ることとしています。



(2) 運動部活動改革に向けた取組

運動部活動については、顧問の教員が担当する競技の経験等がないため専門的な指導が難しい部活動が見られることや、部活動の指導が教員の長時間労働につながっているとの指摘があることなどから、その指導体制の改善が求められています。

このことから、スポーツ庁は、平成29年度において、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、生徒が生涯にわたって健康的な生活を送るうえでの基盤となる運動習慣の確立とともに、バランスのとれた心身の成長や学校生活を重視し、生徒のスポーツ活動が地域・学校等にに応じて多様な形で最適に実施されるよう、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、公表しました。

本ガイドラインでは、①運動部活動に係る活動方針・計画の策定や、部活動指導員の配置による指導・運営体制の構築等、運動部活動の適切な運営のための体制整備、②合理的でかつ効率的・効果的な運動部活動の推進のための取組、③医科学的観点を踏まえた生徒の発達に応じた適切な休養日等の設定、④生徒のニーズを踏まえた運動部の設置や地域との連携によるスポーツ環境の整備、⑤学校単位で参加する大会等の見直しについて、地方公共団体、学校の設置者、校長、スポーツ団体等に対し、改革のための速やかな取組の実施を求めています。

今後、本ガイドラインの周知徹底を図るとともに、先進的な取組事例に関する実践研究の実施や、部活動指導員の配置促進を行うこととしています。

(3) 体育活動等の安全かつ円滑な実施のための取組

スポーツ庁は、運動会等で実施される組体操について、年間8,000件を上回る負傷者が発生している現状を踏まえ、教育委員会と学校に対して、「組体操等による事故の防止について」（平成28年3月25日付け 事務連絡）を発出し、活動内容に応じた安全対策を確実に講じることを求めています。また、体育活動中の重大事故の防止に向けて、教育委員会と学校に対して、発生した体育活動中の重大事故をまとめた「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」（平成29年9月1日付け 事務連絡）を発出し、事故防止に万全を期するよう求めています。26年度からは事故防止のための最新の知見、全国の事故の発生状況や事例等に係る情報を共有するために、「スポーツ事故防止対策推進事業」を通じて全国セミナーを実施しています。29年度は全国11ヶ所で開催するとともに、「学校における水泳事故防止必携」など事故防止に関する資料を作成・配布し、より一層安全な体育活動を推進しています。

また、平成29年3月27日に栃木県那須町で雪崩が発生し、登山講習会に参加していた高校生や教師8名が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。スポーツ庁は29年9月から有識者会議を開催し、「高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について」を取りまとめました。本取りまとめを踏まえて、スポーツ庁は高校生等以下については原則として冬山登山は行わないよう「冬山登山の事故防止について」（平成29年12月1日付け スポーツ庁次長通知）を各都道府県教育委員会等に対し発出し、改めて指導の徹底を行いました。

第4節

スポーツに関わる多様な人材の育成 とスポーツを通じた女性の活躍促進

1 スポーツに関わる多様な人材の育成

(1) 新しい時代にふさわしいコーチング

スポーツの指導において暴力を行使する事案が明らかになったことなどを踏まえ、スポーツ庁は、コーチング環境の改善・充実に向けた取組を推進しています。そのための取組の一つとして、平成27年度に作成した、コーチが育成過程において確実に習得すべき知識・技能に基づいた「モデル・コア・カリキュラム」の普及・展開に取り組んでいきます。

(2) アスリートのキャリア形成支援

競技力向上に励む一方で、現役引退後のキャリアパスに不安を抱えているアスリートも多くいます。トップアスリートのみならず、各世代で強化に励むアスリートが安心してスポーツに取り組むことができ、培ってきた技術や経験、優れた資質や能力を引退後も社会に還元する環境を整備することが重要です。

スポーツ庁は、エリートアカデミー生の学習及び生活面に対する総合的なサポートや、引退移行期のアスリートを対象とした教育研修プログラムの開発、引退移行期のアスリートと企業のマッチング支援、アスリートの引退後のキャリアについてのデータベース構築を実施しています。また、平成30年1月にスポーツ団体・大学・企業等の関係者が連携して、アスリートのキャリア形成に関する課題や支援方策に取り組むため、スポーツキャリアサポートコンソーシアム総会を開催しました。また、アスリートのキャリアに係るフォーラムの開催や情報発信を通じて、アスリートとしてのキャリアと人としてのキャリアを同時に歩むというデュアルキャリアについて意識啓発を行ったほか、キャリアアドバイザーの育成を行う

など、アスリートのキャリア形成支援に取り組んでいます。

(3) スポーツ審判員の活動に対する理解促進

スポーツの試合をする上で審判員の存在は欠かせません。平成29年7月に、世界的規模のスポーツ競技会において優れた成果等を挙げるなど我が国スポーツの振興に関し功績顕著な審判員6名に対して、文部科学大臣より顕彰を行いました。

また、スポーツ審判員の多くが他の職業と兼職で活動しており、職場の理解を得た上で大会等に携わっています。こうした状況を踏まえ、平成29年12月に、我が国のスポーツの振興と国際的な地位向上に資することが期待される審判員133名に対し、スポーツ庁長官より奨励を行うとともに、職場における理解を深めることを目的として被奨励者の所属長に通知をしました。

2 スポーツを通じた女性の活躍促進

現在、女性のスポーツ参画については、中学生女子の運動習慣の二極化や若年層で低いスポーツ実施率、スポーツ指導者やスポーツ団体の役員における女性の割合の低さ、競技スポーツにおける女性特有の課題への対応など、様々な検討すべき課題があります。

政府は、あらゆる分野における女性の活躍促進を重要な課題としており、「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）や「女性活躍加速のための重点方針2017」（29年6月6日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）においても、スポーツ分野における女性の活躍促進が位置付けられています。

文部科学省においても、「第2期スポーツ基本計画」（平成29年3月24日策定）において、施策目標の一つとして、「女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参画を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進すること」を掲げています。

スポーツ庁は、女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参画の促進のための環境を整備するため、「スポーツを通じた女性の活躍促進会議」を開催し、平成29年8月から具体的な施策の検討を進めています。

女性のスポーツ実施率の向上については、英国のスポーツイングランド（イングランドにおけるコミュニティスポーツ政策遂行の政府系機関）が実施したインサイト分析^{*4}等も参考にしつつ、現状把握調査を実施して女性のスポーツ実施率が低い要因分析を行いました。

また、国内のスポーツ団体の女性役員比率の向上については、平成32年までに30%とすることを目標に、各団体の役員会での合意形成等を進めています。

女性アスリートの国際競技力向上については、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート、ハイレベルな競技大会の開催やエリートコーチの育成等を通じた支援を実施しています。

国際的にも女性のスポーツに関する議論は活発に行われています。「国際女性スポーツワーキンググループ（International Working Group on Women and Sport (IWG)）」は1994（平成6）年から4年に1度「世界女性スポーツ会議」を開催しています。またIWGは、女性のスポーツ発展のための10の原則が示された「ブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言」への署名を推進しています。日本は29年4月に、スポーツ庁、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会^{*5}（以下、「日体協」という。）、日本スポーツ振興センター

^{*4} インサイト分析：サービスの受け手（消費者）の意識や行動を深く探る消費者マーケティングの手法。

^{*5} 2018（平成30）年4月1日に日本体育協会から日本スポーツ協会へ名称変更。

(JSC) が同宣言文に同時に署名をしました。また、29年10月に開催された第1回日ASEAN（東南アジア諸国連合）スポーツ大臣会合では、日本とASEAN間とのスポーツ協力に関する四つの優先分野の一つに女性のスポーツを位置付け、女性のスポーツ参加率向上に向けた指針が承認されました。

第5節 大学スポーツの振興

大学におけるスポーツ活動には、大学の教育課程としての体育の授業、学問体系としてのスポーツ科学及び課外活動（体育会活動、サークル活動、ボランティア等）の側面があります。全ての学生がスポーツの価値を理解することは、大学の活性化やスポーツを通じた社会発展につながるものです。また、大学の持つスポーツ資源（学生、指導者、研究者、施設等）の活用は、国民の健康増進や障害者スポーツの振興に資するとともに、地域や経済の活性化の起爆剤となり得るものです。しかし、我が国の大学は、スポーツの振興に係る体制が不十分な場合が多く、また、大学スポーツ全体を統括し、その発展を戦略的に検討する組織が少ないのが現状です。

このため、文部科学省及びスポーツ庁は、平成28年4月から「大学スポーツの振興に関する検討会議」を開催して大学スポーツの活性化について議論を行い、29年3月に取りまとめを行いました。本取りまとめにおいては、大学スポーツの振興に向けて、大学トップ層の理解醸成、スポーツマネジメント人材の育成、各大学のスポーツ分野の取組を戦略的、一体的に行う部局の設置や、大学スポーツ振興の資金調達力の向上等が重要であるとの方向性が示されました。

また、大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版NCAA^{*6}）の創設を支援することにより、大学スポーツの振興に向けた国内体制の構築を図っています。組織の平成30年度中の創設を目指し、29年度は、大学、学生競技連盟、産業界等が連携して具体的制度設計を検討するための「日本版NCAA創設に向けた学産官連携協議会」を開催し、具体的な検討を進めました。

加えて、スポーツ庁は、平成33年度までに、学内のスポーツ活動の企画立案、コーディネート、資金調達等を担う専門人材である大学スポーツアドミニストレーターを配する大学を100大学にするという目標を掲げています。29年度には8大学を選定し、スポーツ分野を一体的に統括する部局やスポーツアドミニストレーターの設置や、大学スポーツにおける先進的なモデル事業を進めました。

第6節 障害者スポーツの振興

1 障害者スポーツの環境の整備

「スポーツ基本法」には、障害のある人の自主的かつ積極的なスポーツを推進するとの理念が掲げられています。近年、障害者スポーツにおける競技性の向上は目覚ましく、障害者

*6 日本版NCAA：我が国の運動部活動の現状は、各大学で学内の体育会組織への関与の在り方が異なる上に、各学生連盟が競技種目別に設立されており、運動部活動全体での一体性を有していない。一方、大学スポーツ先進国のアメリカでは、NCAA（全米大学体育協会：National Collegiate Athletic Association）という大学横断的かつ競技横断的統括組織が存在し、大学スポーツ全体の発展を支えている。大学スポーツ資源の潜在力を発揮するための突破口として、スポーツ庁では、日本版NCAAの平成30年度中の創設に向けた議論を進めている。

スポーツに関する施策を、福祉の観点に加え、スポーツ振興の観点からも一層推進していく必要性が高まっています。

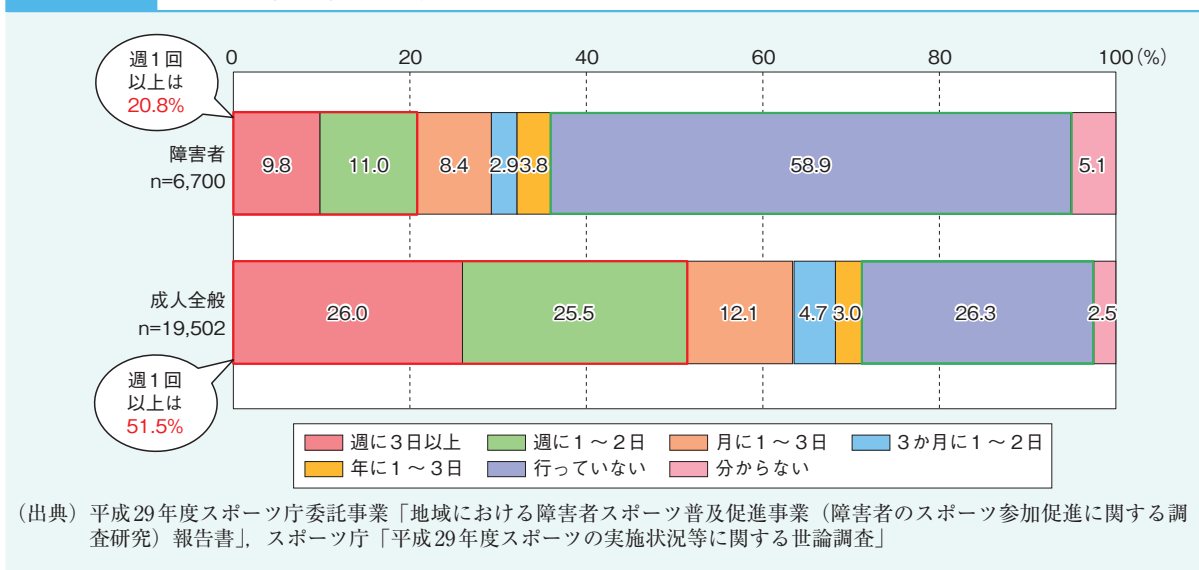
平成29年度のスポーツ庁委託調査によると、障害のある人（成人）の週1回以上のスポーツ実施率は20.8%（成人全般の実施率は51.5%（29年度スポーツ庁調査））にとどまっております（図表2-8-11）、地域における障害者スポーツの一層の普及促進に取り組む必要があります。

そこで、スポーツ庁は平成27年度から、一部の都道府県・政令指定都市において、スポーツ関係者と障害福祉関係者が連携・協働体制を構築し、一体となって障害者スポーツを推進する事業を実施してきました。30年度からは、各地域における課題に対応して、障害者スポーツの振興体制の強化や、障害者が身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図る事業を実施することとしています。

また、平成29年度からは、「Specialプロジェクト2020」として、2020（平成32）年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の祭典を開催するためのモデル事業や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりに取り組んでいます。

さらに、多くの障害者スポーツ団体が事務局体制や運営資金等の活動の基盤の脆弱さを課題として挙げていること等を踏まえ、企業を個別に訪問して、障害者スポーツ団体への支援を要請する取組を実施しています。このほか、平成30年度からは、障害者スポーツ団体間の連携や体制整備への支援を行う事業を実施することとしています。これらの取組を通じて、障害者スポーツの振興を図っていくこととしています。

図表 2-8-11 障害者（成人）が過去1年間にスポーツを行った日数



2 全国障害者スポーツ大会

平成13年度から、それまで別々に開催されていた身体に障害のある人と知的障害のある人の全国スポーツ大会が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として開催されています。

平成20年度から、精神障害者のバレーボール競技が正式種目に加わり、全国の身体、知的、精神に障害のある人々が一堂に会して開催される大会となっています。本大会は、障害のある選手が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後に当該開催都道府県で行われています。

平成29年度の第17回大会は、同年10月28日から30日まで愛媛県において開催され、県

内各所で個人・団体・オープン競技の計16競技が行われ、約3,300人の選手が出場しました。なお、30年度の第18回大会は福井県で開催されます。

3 主な国際障害者スポーツ大会

(1) デフリンピック競技大会

デフリンピック競技大会は、4年に一度行われる聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は1924（大正13）年、冬季大会は1949（昭和24）年をそれぞれ第1回として開催されています。2017（平成29）年7月には、トルコのサムスンにおいて第23回夏季大会が開催されました。大会結果としては過去最多となる27個（金6個、銀9個、銅12個）のメダルを獲得しています。

(2) スペシャルオリンピックス世界大会

スペシャルオリンピックス世界大会は、4年に一度行われる知的障害のある人のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。スペシャルオリンピックスは、順位は決定されるものの、最後まで競技をやり遂げた選手全員が表彰されるという特徴がある大会です。夏季大会は、1968（昭和43）年、冬季大会は1977（昭和52）年をそれぞれ第1回として開催されており、2019（平成31）年3月にはアラブ首長国連邦のアブダビで第15回夏季大会が開催される予定です。

(3) パラリンピック競技大会

パラリンピック競技大会は、オリンピック競技大会の直後に当該開催地で行われる、障害者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は、1960（昭和35）年にイタリアのローマで第1回大会が開催され、オリンピック競技大会と同様、4年に一度開催されています。2016（平成28）年9月には、ブラジルのリオデジャネイロにおいて第15回大会が開催されました。

冬季大会は、1976（昭和51）年にスウェーデンのエンシェルスヴィークで第1回大会が開催されて以降、オリンピック冬季大会の開催年に開催されており、2018（平成30）年3月には、韓国の平昌において第12回大会が開催されました*7。

第7節

スポーツの成長産業化

平成28年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」では、名目GDP600兆円に向けた「官民戦略プロジェクト10」の一つとして、「スポーツの成長産業化」が位置付けられ、「スポーツ市場規模（現状5.5兆円）を2025年までに15兆円に拡大することを目指す」こと等が目標として掲げられています。また、29年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」では、新たな目標として、「全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2025年までに新たに20拠点を実現する」ことが掲げられました。さらに、鍵となる施策として、①スポーツを核とした地域活性化、②スポーツコンテンツホルダー*8の経営力強化、新ビジネス創出促進、③スポーツの海外展開の促進、④スポーツ実施率の向上が挙げられています。これらの施策を通じて、スポーツ産業の活性化、スポーツ環境の充実、そしてスポーツ人口の拡大へとつながっていくスポーツの好循環を生み出していくことが重

*7 参照：第2部第8章第11節コラム

*8 スポーツコンテンツホルダー：アスリート、試合、チーム、リーグ等を管理・運営する競技団体等

要です。

スポーツ庁は、スポーツの成長産業化に向けた具体的な取組として、平成28年7月から、「スタジアム・アリーナ推進官民連携協議会」を関係省庁と連携して開催しました。29年6月には、スタジアム・アリーナ整備の際の民間資金活用に関する論点や国内外の先進事例などをまとめた「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」を公表しました。29年12月からは「スタジアム・アリーナ運営・管理委員会」を開催し、スタジアム・アリーナの持続的な運営・管理に必要な検討を行い、「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」を更新することで官民連携によるスタジアム・アリーナ改革を推進することとしています。あわせて、専門家派遣等を通じた支援を行うことにより、先進事例の形成に取り組むこととしています。

また、平成28年10月には、経済産業省と共同で「スポーツ経営人材プラットフォーム協議会」を開催し、スポーツ団体では、経営人材の育成や流動の仕組みが十分でないなどが要因で、専門性（財務、IT等）や国際的な視野のある人材、またそれらの人材を総合的にマネジメントする経営人材が不足している現状を把握しました。29年度はスポーツ経営人材や専門人材の要件を整理し、実践的な人材の育成や外部人材の活用の方向性について検討を行いました。30年度以降も、スポーツ産業の発展を担うスポーツ経営人材の育成・活用に向けた取組を進めることとしています。

第8節 スポーツを通じた地域活性化

1 地域のスポーツ施設の整備

地域活性化をはじめとして、被災地の復興支援、障害者スポーツの振興、国際貢献等スポーツの有する力は様々な面にわたりますが、その際にスポーツ施設の果たす役割は重要です。

これまで、スポーツ庁は、学校施設環境改善交付金等による学校体育施設・社会体育施設の整備に対する支援、学校施設の開放や地域との共同利用の促進等に取り組んできました。また、地方公共団体においても、老朽化施設の更新、指定管理者制度による民間活力の導入、地域住民がスポーツに親しみ交流する場としての学校施設の開放等によりスポーツ施設を適切に整備・維持管理し、スポーツ環境を形成する取組が進められてきました。

一方、平成28年度に取りまとめた「体育・スポーツ施設現況調査」によれば、我が国の体育・スポーツ施設数は、学校体育施設については継続して減少し、地域住民のスポーツ環境となる社会体育施設については横ばいとなっています。

今後、施設の老朽化、財政のひっ迫、人口減少などに対応しつつ、量的・質的に地域に求められるスポーツ施設を提供することが課題となっています。このため、平成29年度は、地方公共団体が安全なスポーツ施設を持続的に提供し、国民が身近にスポーツに親しむことができる環境を整備できるよう考え方を整理した「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を策定しました。また、地方公共団体による個別施設計画策定を支援する「スポーツ施設の個別施設計画策定支援事業」を実施しました。

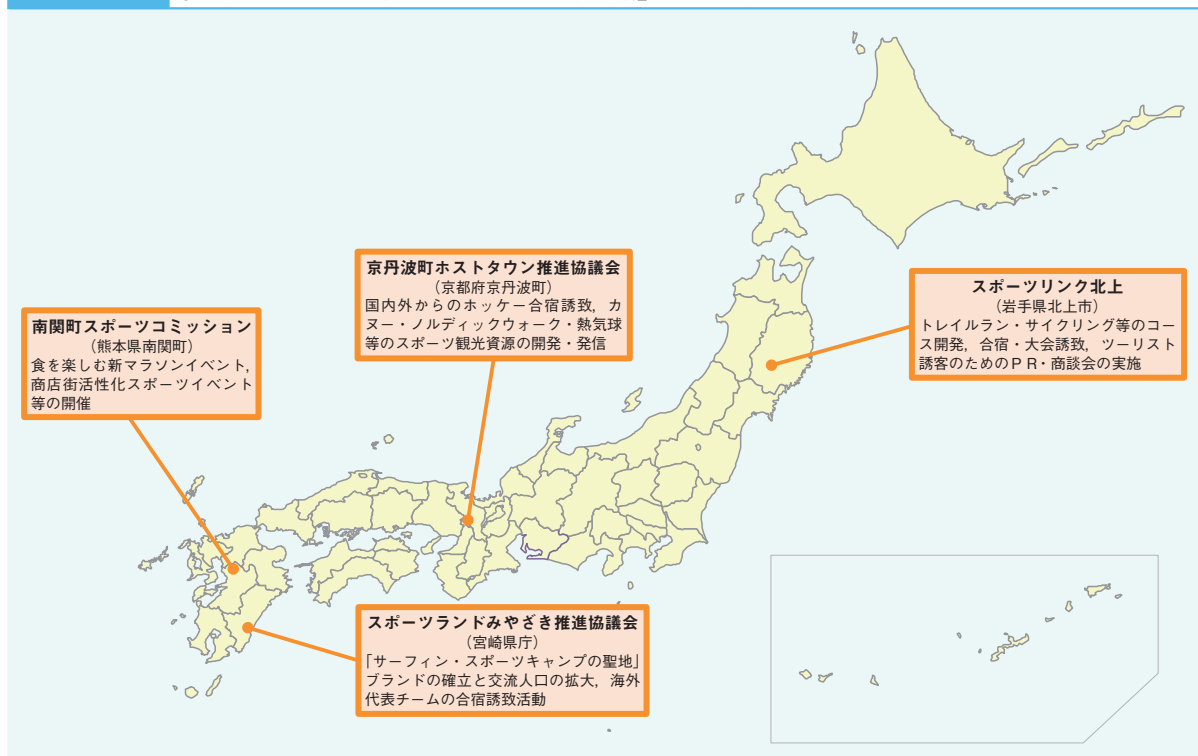
これまで行ってきたスポーツ施設の整備に対する支援を進めるとともに、地方公共団体や民間事業者、関係団体等と連携し、地域活性化・経済活性化に貢献するスポーツ施設の整備・運営を推進することとしています。

2 地域スポーツコミッションの活動支援

スポーツ庁は、地方公共団体、スポーツ団体、企業（観光産業、スポーツ産業）等が一体となり、スポーツによるまちづくり・地域活性化を推進する組織である「地域スポーツコミッション」等の取組に対する支援を行っています。具体的には、「地域スポーツコミッション」等が行う、スポーツへの参加や観戦を目的として地域を訪れたり、地域資源とスポーツを掛け合わせた観光を楽しむスポーツツーリズムの推進、スポーツイベントの開催、大会や合宿・キャンプの誘致等の活動に対し支援を行っています。平成29年度は4地域の取組を支援しました（図表2-8-12）。

図表 2-8-12

平成29年度スポーツによる地域活性化推進事業
「地域スポーツコミッションへの活動支援」採択地域



スポーツ庁の調査では、平成29年9月段階で全国に83の地域スポーツコミッションがあります。「第2期スポーツ基本計画」は、地域スポーツコミッションの設置数を33年度までに170とすることを目標に掲げており、今後も支援事業や各地の優良事例の横展開等により、設立の拡大や活動の充実を図っていくこととしています。

3 スポーツツーリズム・ムーブメントの創出

(1) アウトドアスポーツ推進宣言

我が国は山岳から海洋、亜寒帯から亜熱帯まで多様な気候風土を有しています。スポーツ庁は、こうした自然環境を活かしてスポーツツーリズムに取り組むことも重要であると考え、平成29年6月に「アウトドアスポーツ推進宣言」を発表し、29年度の重点課題の一つとしてアウトドアスポーツの振興に取り組



第1回スポーツツーリズム需要拡大のための官民連携協議会の様子

んできました。

(2) スポーツツーリズム需要拡大戦略

スポーツツーリズムの需要喚起に向けて、スポーツツーリズム需要拡大のための官民連携協議会を平成29年8月から12月にかけて3回にわたって開催し、「スポーツツーリズム需要拡大戦略」を取りまとめました。

我が国は、スキー場の数が547か所で世界1位^{*9}、ゴルフ場の数が2,383か所で世界3位^{*10}など、スポーツツーリズムに適した施設が豊富に存在します。今後、こうした施設の有効活用も含め、この戦略に基づいて、各種施策を講じていくこととしています。

(3) スポーツ庁、文化庁及び観光庁の連携

スポーツ庁、文化庁及び観光庁が連携して、平成28年度から「スポーツ文化ツーリズムアワード」を開始しました。29年度は全国の事業・イベント事例の中からマイスター部門奨励賞2事例、チャレンジ部門入賞3事例の計5事例を選定し、11月に開催したスポーツ文化ツーリズムシンポジウム2017で表彰しました。



スポーツ文化ツーリズムシンポジウム2017で表彰された5団体と3庁の長官

スポーツ文化ツーリズムアワード2017

優れた取組と今後有望な取組の発掘のため、「マイスター部門」、「チャレンジ部門」の2部門で表彰。

マイスター部門 過去3回以上のイベントの開催実績又は3年以上継続的な取組であり、国内外の観光客の増加に寄与している取組

【奨励賞】

おごと温泉を拠点とした世界文化遺産・日本遺産を繋ぐ「おごと温泉・びわ湖パノラマウォーク」(びわ湖パノラマウォーク実行委員会)



【奨励賞】

沖縄に残された最後のフロンティア南の島の洞くつ探検(株式会社南都)



©おきなわワールド

チャレンジ部門 マイスター部門の条件を充足しないが、1回以上の実施があり、地域への国内外の観光客の増加が期待できる取組



大阪城トライアスロン2017/NTT ASTCトライアスロンアジアカップ (大阪城トライアスロン2017大会組織委員会)



日本発! 雪上ゴルフ体験 ウィンターゴルフIN北海道 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン



小豆島一周サイクリング&無人島BBQ (香川県土庄町)

*9 「2014 International Report on Snow&Mountain Tourism」(Laurent Vanat) による。

*10 「Golf around the world 2015」(全英ゴルフ協会) による。

「まんが スポーツで地域活性化（全12巻）」の刊行

スポーツ庁は、スポーツによる地域活性化の好事例の全国展開を図るとともに、若者たちにやり方次第・アイデア次第で地域は活性化することを知ってもらうため、スポーツで地域活性化に成功した事例として全国から12事例を選定し、まんがにしました。まんがを描いたのは、プロの漫画家ではなく、各事例の近隣に所在する専門学校、短期大学等でまんが制作を専攻している学生たちです。

このまんが（全12巻）は、日本生命保険相互会社及びスズキ株式会社の支援・協力により、平成29年5月、全国の中学校、高等学校、特別支援学校、大学、短期大学、専修学校、各種学校など約2万2,000校の図書館に寄贈されました。



写真：日本生命 筒井社長（左）、スズキ 鈴木社長（右）から冊子の寄贈を受ける鈴木スポーツ庁長官（中）



写真：スポーツ庁が企画・監修したまんが「スポーツで地域活性化（全12巻）」

第9節

スポーツを通じた国際交流・協力

1 スポーツの国際展開に係る基盤の整備

国際スポーツ界における我が国のプレゼンス（影響力）の向上とスポーツによる国際社会の発展への貢献を図るため「スポーツ国際展開基盤形成事業」を実施しています。

本事業は、国際競技大会等の招致・開催、スポーツ大臣会合の開催、スポーツを通じた国際交流・協力等の我が国のスポーツ国際政策を統合的に展開するために、戦略的に発信する基盤の構築を目指しています。そのため、国際競技連盟（IF）等の日本人役員の増加・再選に向けた取組や国際スポーツ界の中核的存在となる人材の育成を支援しています。平成29年度には、バスケットボールやウエイトリフティングで新たに理事ポストを獲得するなど、IF日本人役員は29人となり、その成果が現れています。

2 スポーツに係る国際交流・国際協力について

「スポーツ基本法」前文には、「スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである」と記載されています。スポーツ庁は、「Sport for Tomorrow」事業などを中心に様々な施策を通じて、スポーツによる国際交流・国際貢献に取り組んでいます。

スポーツによる国際交流・国際貢献の取組の一層の充実に向けては、平成29年7月にス

スポーツ庁長官からスポーツ審議会に対して「第2期スポーツ基本計画の着実な実施について」諮問が行われました。スポーツ審議会は、スポーツ国際戦略部会を設け、スポーツを通じた国際交流・協力の効果を他分野にも拡大し、関係機関と連携して、効果的かつ効率的な取組を推進するための「スポーツ国際戦略（仮称）」の策定に向けて、議論を重ねています。

さらに、各国とのスポーツにおける連携を強化するために政策対話の枠組づくりを積極的に行っています。平成29年10月には第1回日ASEANスポーツ大臣会合がミャンマーのネピドーで開催され、日本とASEAN諸国が体育教員・指導者の育成、女性のスポーツ実施率の向上、障がい者スポーツの発展、アンチ・ドーピングに関する能力開発の四つの分野で協力することに合意しました。30年度には第2回日中韓スポーツ大臣会合が日本で開催される予定です。第1回会合で合意した「平昌宣言」に基づいて、3か国間のスポーツ交流を促進するための方策等について議論を深めることとしています。また、国際的な議論の場にも積極的に参加しており、特に29年度はユネスコ（国際連合教育科学文化機関）体育・スポーツ担当大臣等国際会議（MINEPS）に参加し、「万人のためのスポーツへのアクセスに関する包括的な構想の展開」、「持続可能な開発と平和に向けたスポーツの貢献の最大化」、「スポーツの高潔性の保護」の三つのテーマについて、実行指向型の成果文書「カザン行動計画」の策定に貢献しました。その成果もあり、我が国は、ユネスコの「体育スポーツ政府間会合（CIGEPS）」の理事国に選出されました。30年度はボツワナで開催される世界女性スポーツ会議に参加する予定です。

3 国際競技大会の招致・開催に対する支援

我が国で国際競技大会を開催することは、我が国の競技力向上に資する環境の構築などスポーツの振興につながるだけでなく、世界のトップアスリートの競技を目の当たりにすることを通じて多くの国民に夢や感動を与えるなど、国際交流、国際親善や経済・地域の活性化等にも大きく寄与します。スポーツ庁は、国際競技大会の招致・開催が円滑に行われるよう、関係府省庁連絡会議を実施して関係団体・府省庁との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。

2019（平成31）年に我が国において開催されるラグビーワールドカップ（以下、「RWC2019」という。）は、アジアで初の開催であるとともにラグビー伝統国以外で初の開催となります。また、RWC2019の翌年には、2020年東京大会が控えていることから、訪日観光客の増加による社会・経済の活性化に寄与することが期待されています。RWC2019の開催に向けては、「平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」に基づき諸支援を行っています。また「ラグビーワールドカップ2019における地域交流推進要綱」に基づき、RWC2019の開催地方公共団体又は公認キャンプ候補地方公共団体が行う地域交流等の取組に対して実施している地方財政措置（特別交付税措置）において、交流計画の第一次申請を公募し、34件を支援の対象として決定しました。そのほか、30年度税制改正要望の結果、大会主催者に支払う大会保証料の課税関係が明確になりました。

加えて、ラグビー組織委員会が中心となり、各地で開催された2年前イベントや試合日程発表会、大会公式マスコット「レンジー」お披露目イベント等、大会認知度の向上と機運醸成を図るための様々な取組が行われています。

あわせてスポーツ庁は、「2019年ラグビーワールドカップ普及啓発事業」として、小・中学生年代を対象に、タグラグビー（ラグビーからタックルなどの接触プレーを排したボールゲーム）を活用したラグビー競技の普及拡大にも取り組むとともに、小中学校学習指導要領へのタグラグビーの記載を行い、普及促進を図っています。

その他、2019（平成31）年女子ハンドボール世界選手権大会（熊本県内）の招致や2021

(平成33)年世界水泳選手権大会(福岡県・福岡市)の招致の際には、大臣メッセージやスポーツ庁長官のプレゼンテーションなどの支援を行いました。またワールドマスターズゲームズ2021関西(関西圏)については、大会成功に向けて大会組織委員会が行う開催準備等に対する支援を行っています。スポーツ庁は、世界規模の総合競技大会だけでなく、単一競技大会やアジア地区の競技大会なども含めて、様々な国際競技大会の招致・開催に向けた協力と支援を行っています。

第10節

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

1 Sport for Tomorrowの推進

2013(平成25)年8月、アルゼンチンのブエノスアイレスで行われたIOC総会における、2020(平成32)年オリンピック・パラリンピック大会の東京招致に際し、安倍晋三内閣総理大臣が「日本は100カ国以上、1,000万人以上の人々にスポーツの喜びを届けます」と宣言しました。この総理宣言をきっかけに始まった「Sport for Tomorrow(SFT)」プログラムは、2014(平成26)年から2020(平成32)年までの7年間で、世界のより良い未来のため、若者をはじめあらゆる世代の人々に、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げて行く取組です。この取組を推進するため、2014(平成26)年8月にスポーツ庁、外務省、JSC、日本オリンピック委員会(JOC)、日本パラリンピック委員会(JPC)等のスポーツ統括団体等から成る運営委員会と、それ以外の企業や地方公共団体、NGO・NPO、大学等のSFT会員で構成されたSport for Tomorrowコンソーシアム(官民協働体)が設立され、各機関の連携を強化する体制が整備されました。主に「スポーツの普及と国際的競技レベルの向上」、「スポーツの力で世界を変える(平和と開発)」、「スポーツ交流を国民的な文化に」をテーマに、各コンソーシアム会員が相互に連携し、事業に取り組んだ結果、2017(平成29)年9月末時点で、支援実施国・地域数は200カ国・地域、裨益者は約400万人となっています。

また、国際的な人材育成のため、筑波大学は2015(平成27)年9月から、つくば国際スポーツアカデミー(TIAS)において、修士課程のプログラムを開始しました。2017(平成29)年3月には国内外のスポーツ関係機関へ第一期生を、2018(平成30)年3月には第二期生を輩出しました。さらに、日本体育大学、鹿屋体育大学も、引き続き各大学の特徴を活かした短期の人材養成プログラムを実施しており、2020(平成32)年以降を見据えて、これら3大学の連携も推進しています。こうした取組を継続し、官民連携の下、2020(平成32)年に向けて日本から世界へ、スポーツの力を発信することとしています。

2 オリンピック・パラリンピック教育

2020年東京大会を契機に、子供から大人まで国民一人一人がスポーツの価値並びにオリンピック・パラリンピックの意義に触れることで、スポーツの価値を再認識し、多くの方がスポーツに親しむようになることは大会の有形・無形のレガシー(遺産)の一つとして重要です。

平成27年11月27日に閣議決定された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」では、東京のみならず、全国津々浦々に大会の開催効果としてのレガシー(遺産)を波及させ、大会後も地

域が力強く発展していくことに加え、東日本大震災の被災地の復興の後押しとなることとされています。オリンピック・パラリンピック教育を全国に展開し、大会のレガシー（遺産）を全国に波及させることが必要です。

このため、平成27年度以降、オリンピック・パラリンピック教育を全国で実施しており、29年度は「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」として、全国20府県・政令市のオリンピック・パラリンピック教育推進校において、オリンピック・パラリンピックの競技体験会、教員向けセミナー等、様々な取組を実施しました。

加えて、平成29年度からは、東京都や公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、JOC、JPC、大学などと意見を共有する全国コンソーシアム会議を定期的に開催し、それぞれが行うオリンピック・パラリンピック教育の取組の充実を図っています。

さらに、国民のパラリンピックへの興味・関心を高めることを目的に、平昌2018パラリンピック冬季競技大会の開催に合わせ、市民向けのパラリンピック競技体験会を全国9か所で実施するとともに、パラリンピック教育の教員向けセミナーを全国12県・政令市（予定含む）で開催しました。

こうした取組を今後とも推進し、全国でオリンピック・パラリンピック教育を実施し、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国に拡げることとしています。

Column No. 16

大会マスコットの選定

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、大会のマスコットを全国の小学生による学級単位の投票により決定しました。文部科学省は、投票のための授業で使用する指導案の作成や、マスコット投票への参加を呼びかける等の協力を行いました。

投票には全国の小学校の他、外国人学校、海外の日本人学校等の内8割近い16,796校に参加いただきました。

今回の投票を通して、子供達が平和の祭典や共生社会の実現といったオリンピック・パラリンピックの理念について学ぶ機会になりました。文部科学省は、今回の取組を1つのきっかけとして、オリンピック・パラリンピック教育の取組を一層推進し、全国的に大会の機運を盛り上げることにしています。



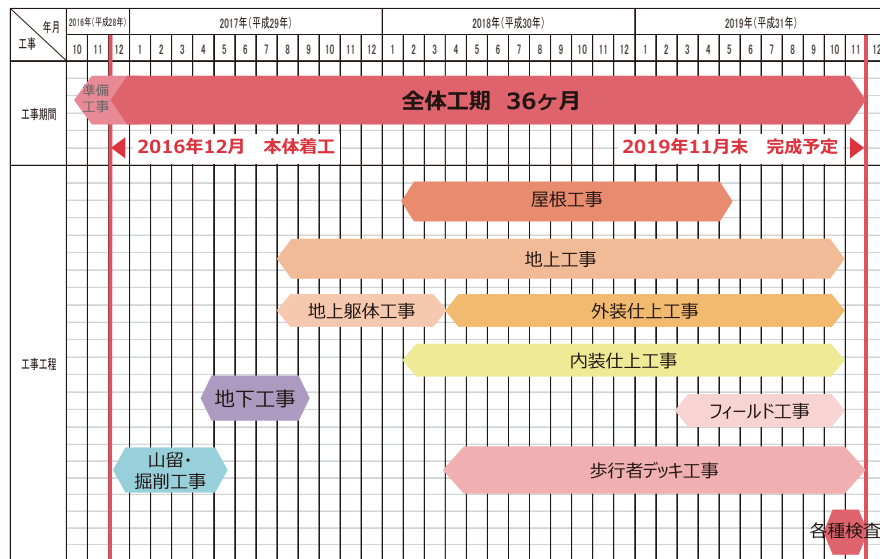
大会マスコット

新国立競技場の整備の進捗状況

新国立競技場の整備は、2016（平成28）年12月に本体工事に着工し、現在は全体工期36ヶ月の約半分が計画どおり進み、スタジアムの全体像が明らかになってきました。

今後、地上での工事に加えて屋根や外装・内装などの工事を進め、2019（平成31）年11月末の竣工に向け、着実に整備を進めます。

新国立競技場整備スケジュール



※本工程は、平成30年6月1日時点における予定です。

工事進捗状況

2018（平成30）年4月1日現在



写真提供：JSC

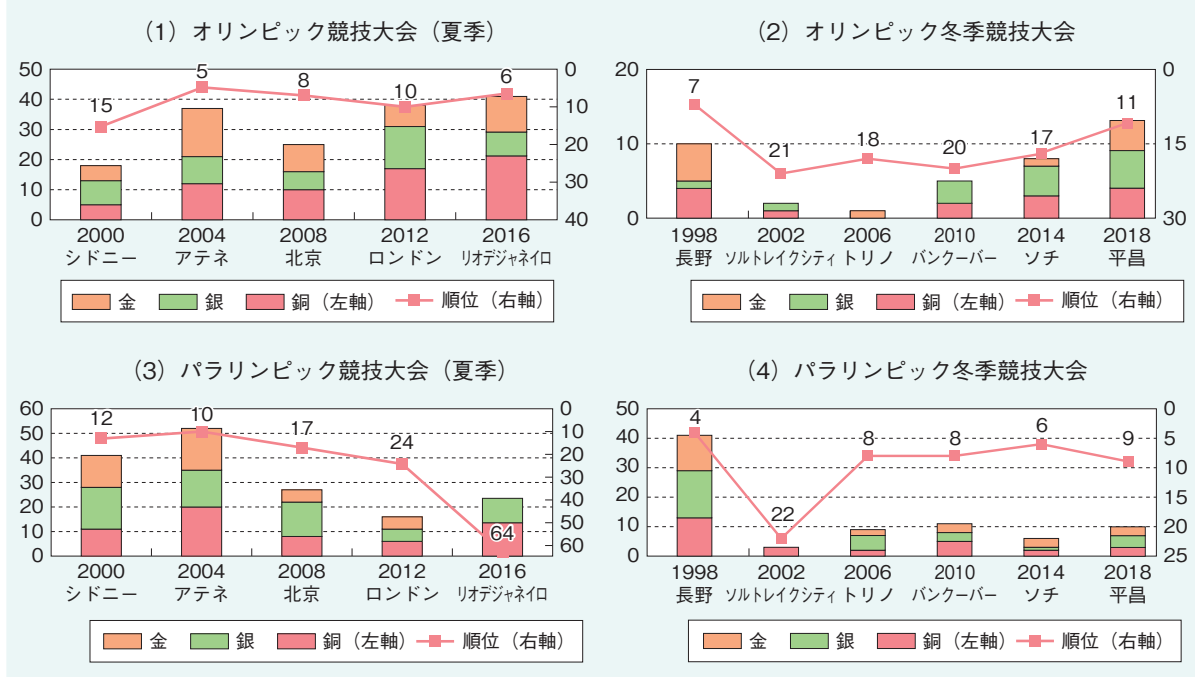
第11節

国際競技力向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

2018（平成30）年に開催された平昌オリンピック競技大会では、前回大会を上回る4個の金メダルを獲得し、総メダル数では史上最多となる13個のメダルを獲得しました。1位から8位までの入賞総数も計43で史上最多となりました。

また、平昌パラリンピック競技大会では、3個の金メダルを獲得し、総メダル数では前回大会を4個上回る10個を獲得しました（図表2-8-13）。

図表 2-8-13 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるメダル獲得数及び金メダルランキングの推移



我が国のトップアスリートのひたむきな努力，試合で躍動する姿は，国民に希望と勇気を与える素晴らしい力を持っています。スポーツ庁では、「スポーツ基本計画」（平成29年3月）や「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」（28年10月）を踏まえ，関係機関と連携しつつ，我が国の国際競技力向上に向けた環境整備に取り組んでいます。

1 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立

高度で安定した競技力強化を行うため，各競技団体が少なくとも2大会先のオリンピック・パラリンピック競技大会における成果を見通した中長期の強化戦略プラン（以下，「強化戦略プラン」という。）の策定・実践・更新を通じてトップアスリートの強化等を総合的・計画的に進められるよう支援しています。

具体的には，JSCのハイパフォーマンスセンターにJOC，JPCを含めた協働チームを設置し，競技団体の強化戦略プランの各段階で多面的にコンサルテーション・モニタリングを実施するとともに，そこで得た知見をターゲットスポーツの指定や各種事業の資金配分に関する競技団体評価に活用することとしています。

また，スポーツ庁では，各競技団体が行う国内外の強化合宿やコーチ等の設置などの日常的・継続的な強化活動について，オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施しています。

そのほか、女性アスリートの国際競技力の向上にも取り組んでいます*11。

2 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

(1) 次世代アスリートの発掘・育成

将来のトップアスリートとして活躍が期待されるアスリートの発掘・育成は重要です。スポーツ庁では、2020年東京大会及びそれ以降の大会で活躍が期待される次世代のアスリートに対して、メダル獲得などの集中的な育成支援や海外での長期的な強化活動を支援しています。また、全国各地の才能を有するアスリートを効果的に発掘・育成・強化する体制の整備を進めており、その一環として、JSC、日体協、JOC、JPC及び地方公共団体等と連携し、全国各地の将来有望なアスリートの効果的な発掘・育成を支援するジャパン・ライジング・スター・プロジェクト（J-STARプロジェクト）を進めています。

(2) 国民体育大会の開催

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し国民の体力の向上を図るとともに、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与することを目的として、毎年都道府県対抗方式によって開催される国内最大の総合スポーツ大会です。文部科学省、日体協、開催地の都道府県が共同で国民体育大会を主催しています。平成29年の第72回大会では、冬季大会（長野県）と本大会（愛媛県）を合わせて40競技が実施され、約2万5,000人の都道府県代表選手・監督が天皇杯（男女総合成績第1位）・皇后杯（女子総合成績第1位）を目指して競い合いました（図表2-8-14）。

図表 2-8-14 第72回国民体育大会（平成29年）競技種目及び選手・監督数

季別（開催県）	正式競技	公開競技
冬季大会（長野県）	3競技 スケート・アイスホッケー・スキー 3,481名	なし
本大会（愛媛県）	37競技 陸上競技、水泳等 22,991名	4競技 綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ 1,425名
計	40競技 26,472人	4競技 1,425名

3 スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

我が国の国際競技力の向上のためには、より高度な科学的トレーニング環境の整備が重要です。このため、JISSのスポーツ医・科学、情報サポート機能やNTCのトレーニング場の機能等を一体的に捉え、ハイパフォーマンスセンターとして機能強化を図っており、たとえば、選手の強化方法や各国のメダル獲得戦略等の情報収集・分析や、メディカル、トレーニング、競技映像、栄養などの各種情報を一元的に管理し、必要な情報を迅速に取得できるシステムの構築・活用、競技用具等の開発などに取り組んでいます。

また、「ハイパフォーマンス・サポート事業」では、①強化合宿や競技大会における動作分析、ケア、トレーニング、心理、栄養、映像・動作分析、生理・生化学など、各分野の専門スタッフによる、スポーツ医・科学、情報等を活用したアスリート支援を行うとともに、②オリンピック・パラリンピック競技大会等においてアスリート、コーチ、スタッフが競技へ向けた最終準備を行うための医・科学・情報サポート拠点であるハイパフォーマンス・サポートセンターを設置しています。平成29年度は、2018年平昌オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2018年平昌大会」という。）において現地拠点を選手村村外に設置し、

*11 参照：第2部第8章第4節 2

医・科学、情報等を活用した各種サポートを実施しました*¹²。



アスリート支援の活動風景（映像分析）

4 トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実

トップアスリートが同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行える体制の確立も重要であり、ハイパフォーマンスセンターをはじめとした拠点の充実に取り組んでいます。

（1）ナショナルトレーニングセンター（NTC）

NTCは、我が国のトップアスリートが同一の活動拠点で集中的・継続的な強化活動を行うための施設です。

また、NTCのみでは対応できない、冬季、海洋・水辺系、屋外系のオリンピック競技、高地トレーニング及びパラリンピック競技のトレーニング環境の充実を図るため、既存施設をNTC競技別強化拠点施設として指定しています。

さらに、トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方についての調査研究に関する有識者会議の平成27年1月「最終報告」の提言を受け、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築に向け、NTC拡充整備を進めており、2020年東京大会の1年前の完成を目指しています。

（2）国立スポーツ科学センター（JISS）

JISSは、スポーツ医・科学研究、支援を行うための中枢機関として平成13年に設置されました。各分野の研究者、医師等が連携しながら、各競技種目特有の課題解決を目的とした「スポーツ医・科学研究事業」、JISSにおける研究成果を踏まえたトレーニング指導、動作分析、映像技術サポートを行う「スポーツ医・科学支援事業」、内科、整形外科、心療内科、歯科、皮膚科、眼科、産婦人科による診療や、リハビリテーション、心理カウンセリング、栄養相談等を行う「スポーツ診療事業」等を実施しています。

*¹² 参照：第2部第8章第11節コラム（2）



ナショナルトレーニングセンター（NTC）



国立スポーツ科学センター（JISS）

Column No. 18

2018年平昌オリンピック・パラリンピック 冬季競技大会

(1) 第23回オリンピック冬季競技大会・第12回パラリンピック冬季競技大会での日本人選手の活躍

平成30年2月9日から2月25日にかけて開催された2018年平昌オリンピック冬季競技大会では7競技102種目が行われました。日本からは124名の選手が参加しました。日本代表選手団は、金メダル4個、銀メダル5個、銅メダル4個の計13個のメダルを獲得し、4位から8位の入賞数は計30であり、メダル獲得数、入賞総数ともに冬季オリンピック史上最多の成績となりました。スケート競技を中心にメダルラッシュとなり、団体種目のチームパシュートやカーリングにおいても、見事なチームワークでメダルを獲得しました。

また、オリンピック冬季競技大会に続いて3月9日から18日にかけて開催された平昌2018パラリンピックでは6競技80種目が行われました。日本からは38名の選手が参加しました。日本代表選手団は、金メダル3個、銀メダル4個、銅メダル3個の計10個のメダルを獲得し、4位から8位の入賞数は計10であり、日本パラリンピック委員会が目標としていた前回大会を超えるメダル数を達成しました。アルペンスキー村岡選手が冬季1大会で日本人最多となる5個のメダルを獲得したほか、クロスカンリースキーや、本大会から独立した競技となったスノーボードでメダルを獲得しました。

日本の選手が大舞台で活躍する姿に日本中が沸き返りました。



羽生結弦選手は、ソチ大会に続き、2大会連続の金メダルフィギュアスケート男子シングルで66年ぶりの連覇



日本スピードスケート女子初の金メダルを獲得した小平奈緒選手
冬季オリンピックの日本代表選手団主将として初の金メダル



スピードスケート女子チームバシュートで初の金メダル（左から、菊池彩花選手、佐藤綾乃選手、高木美帆選手、高木菜那選手）



スピードスケート女子マススタートで初代金メダリストとなった高木菜那選手



スピードスケート女子500m競技終了後の李相花（韓国）選手と小平奈緒選手



ソチ大会に続き、2大会連続で銀メダルを獲得したノルディック複合の渡部暁人選手



スキージャンプ女子ノーマルヒル個人で銅メダルを獲得した高梨沙羅選手



ソチ大会に続き、スノーボード男子ハーフパイプで銀メダルを獲得した平野歩夢選手



カーリング女子は、日本史上初のメダル



男子モーグルで日本初の銅メダルを獲得した原大智選手
© フォート・キンモト



冬季パラリンピックで日本人史上最年少（21歳）で金メダルを獲得したアルペンスキー村岡桃佳選手



バンクーバー大会以来2度目の金メダルとなった新田佳浩選手



平昌パラリンピックから正式競技となったスノーボードで金メダルを獲得した成田緑夢選手



4大会連続で銀メダルを獲得した森井大輝選手



アルペンスキー村岡桃佳選手は、計5個のメダル（金1、銀2、銅2）を獲得
© 薬師洋行/日本障害者スキー連盟

(2) ハイパフォーマンス・サポートセンター

スポーツ庁では、オリンピック競技・パラリンピック競技を対象に、我が国のトップアスリートが世界の強豪国に競り勝ち、確実にメダルを獲得することができるよう、メダル獲得が期待される競技を対象として、スポーツ医・科学、情報など多方面からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に行う「ハイパフォーマンス・サポート事業」を実施しています。

ハイパフォーマンス・サポート事業の一環として、2018年平昌大会では、アスリート、コーチ、スタッフが競技へ向けた最終準備を行うための医・科学・情報サポート拠点としてハイパフォーマンス・サポートセンター（HPSC）を、JSCに委託し、JOCやJPC、各競技団体等と連携して設置しました。なお、オリンピックについては、選手村が設置されるマウンテンクラスター（雪上競技が開催されるエリア）とコースタルクラスター（氷上競技が開催されるエリア）の2カ所に、パラリンピックについては選手村

が設置されるマウンテンクラスター1ヵ所に設置しました。特に、パラリンピック冬季競技大会については、今回が初めての設置となり、設置に際しては、福祉車両を配置するなどバリアフリーに留意した運用を行いました。

設置にあたっては、競技団体の要望に応じてトレーニングの機能を充実させつつ、2014年ソチオリンピック冬季競技大会などの国際大会にて設置した「マルチサポート・ハウス」での経験も踏まえながら、その他にコンディショニングミールやリカバリーミールボックスの提供、ケア、メディカル、映像分析、心理、用具調整などに係る機能を備えた拠点としました。

オリンピックにおいては、コースタルクラスター側の拠点は氷上系の出場全競技団体が利用し、マウンテンクラスター側の拠点はバイアスロンを除く雪上系の出場全競技団体が利用しました。また、パラリンピックにおいては、出場全競技団体が利用しました。



雪上競技が開催された「マウンテンクラスター」側に設置されたHPSC



氷上競技が開催された「コースタルクラスター」側に設置されたHPSC（オリンピック競技のみ）



コンディショニングミール^{*13}



リカバリーミールボックス^{*14}

*13 コンディショニングミール：試合前調整期から試合期の疲労回復やコンディション管理に対応した食事

*14 リカバリーミールボックス：試合（練習）前後、試合（練習）中のリカバリーを目的とした持ち出し用補食



トレーニングスペース (マウンテンクラスター)



トレーニングスペース (コースタルクラスター)



ケア (マウンテンクラスター)



コンディショニングミールをとる食堂
(コースタルクラスター)



リカバリープール (マウンテンクラスター)



メディカル (コースタルクラスター)



総合受付 (マウンテンクラスター)



パラリンピック開催時に配置した福祉車両

第12節

クリーンでフェアなスポーツの推進
によるスポーツの価値の向上

1 スポーツ団体の基盤強化

(1) スポーツ団体のガバナンス強化、コンプライアンスの徹底

スポーツ団体の活動には大きな社会的責任が伴い、国の補助金及び公的助成金の不正使用や競技者の不法行為への関与等の不祥事は、スポーツ界に対する信頼を大きく損なうことにつながります。誰もが、安全かつ公正な環境の下でスポーツに参加できる健全な組織の確立に向けて、多様な資金源の確保とともに、運営や財務における透明性の確保・健全性の向上といったスポーツ団体のガバナンス（運営の在り方）を強化し、コンプライアンス（法令・社会規範の遵守）を徹底する必要があります。スポーツ庁は、コンプライアンスに関する具体的な事案と処分例等について調査を行うとともに、コンプライアンス教育の充実を図るなど、スポーツ界のコンプライアンスの強化に取り組んでいます。

(2) スポーツを行う者の権利・権益の保護

スポーツ団体の決定は全ての競技者の活動に関わることから、広く公共性が求められ、その決定の際には全ての競技者にとって適正かつ公平な措置が必要です。競技団体の代表選手選考や競技資格停止処分などをめぐる紛争解決の手段として、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁・調停があります。スポーツ団体のスポーツ仲裁自動応諾条項^{*15}の採択状況は54.9%（平成30年2月現在）と近年着実に増加しています。スポーツ紛争の迅速かつ適正な解決に向けた更なる体制整備のため、スポーツ庁は、スポーツ仲裁・調停に関する理解増進、仲裁人・調停人等のスポーツ仲裁に関わる専門的人材の育成、調査研究に取り組んでいます。

2 ドーピング防止体制の推進

ドーピングとは、競技者の競技能力を向上させるため、禁止されている薬物や方法を使用することなどを言います。ドーピングは、①競技者に重大な健康被害を及ぼす、②フェアプレーの精神に反し、人々に夢や感動を与えるスポーツの価値を損ねる、③優れた競技者によるドーピングが青少年に悪影響を与えるなどの問題があり、世界的規模での幅広い防止活動が求められています。

我が国は、2006（平成18）年にユネスコ「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」を締結し、世界ドーピング防止機構（WADA）常任理事国として、国際的なドーピング防止活動に積極的に取り組んでいます。

国際的に見ても我が国のドーピング違反確定率は低い状態を維持しておりますが、2020



アンチ・ドーピングのアウトリーチ（写真提供：JADA）

^{*15} スポーツに関する紛争が生じた際には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁手続を利用して解決することを定める条項のこと。あらかじめスポーツ団体の規則に盛り込まれることにより、競技者等が仲裁の申し立てを行った際に自動的に仲裁の合意があると見なされる。

年東京大会に向けて、より効率的な検査実施のために、ドーピング検査の質の向上を図るとともに、関係機関とのアンチ・ドーピングに関するインテリジェンス（情報）共有の仕組みの構築が必要な状況です。また、スポーツ庁は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）との連携を図りつつ、国際的な水準のドーピング検査の充実、アスリート等に対するドーピングの未然防止を目的とした教育・啓発活動、ドーピング検査技術の研究開発などに積極的に取り組むとともに、若い世代を対象としたドーピング防止教育を推進しています。

こうした中、2018（平成30）年1月に、我が国において、競技者がライバルの競技者のドリンクにドーピング禁止物質を混入したという事案が明らかになりました。スポーツ庁は、今後再び同様の事案が起こることがないように、スポーツにおけるインテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）の確保に関する緊急会合を開催しました。緊急会合では、各競技団体等に対して、我が国のスポーツ界全体の問題として捉え、再発防止のためにこの事案を教訓として、フェアプレー精神の教育やコンプライアンスの徹底に取り組むことなどを要請しました。

スポーツ庁は、今後も、JADAをはじめ関係団体と連携し、スポーツの価値を守るため、クリーンでフェアなスポーツの実現に努めていきます。